

宮城県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が平成３０年４月１日に廃止された。

種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆など主要農作物の種子生産・普及のための施策が推進され、農業者には「奨励品種」として優良で安心な種子を提供し、消費者には農産物の安定的供給に大きな役割を果たしてきた。

種子法が廃止され、地域条件などに適合してそれぞれの地域が守り伝えてきた多くの伝統的品種が、巨大な外資系企業などの独占により、生産・普及の衰退、種子価格の高騰、種子の画一化、食糧供給の観点から健康不安が懸念され、農業者や消費者への影響が危惧される。

これまで種子法が食糧生産と安定的な農業発展のために果たしてきた役割を踏まえ、本県農業を支える主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組を行い、農業者や消費者の不安を払拭するため、宮城県主要農作物種子に関する条例を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２５日

宮城県美里町議会議長 大 橋 昭太郎

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿